

2023年度版「事例で学ぶ 年金相談力を高め頼られるアドバイザーになるコース」
TEXT3 誤記のお詫びと訂正のお願い

標記通信講座のテキストにおきまして、内容の一部に誤りがありました。誠に申し訳ございません。お詫び申し上げますとともに、下記のとおり差し替えてご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

- ◆P.14 ③アドバイスの要点 7) 年金生活者支援給付金の請求も同時に行う 本文上から6行目
(誤) …の4種類があます。
(正) …の4種類があります。
- ◆P.30 相談の状況カコミ内「生年月日・年金加入歴・家族・受診状況等の情報」 上から2つめの「・」
(誤) 高校2年生だった平成30年8月8日、…
(正) 高校2年生だった令和3年8月8日、…
- ◆P.43 図表 6-16 図表のタイトル
(誤) 図表のタイトルなし
(正) 月割控除額
- ◆P.51 本文上から4行目
(誤) その死亡日が令和8(2026)年4月1日以前である場合は…
(正) その死亡日が令和8(2026)年4月1日前である場合は…
- ◆P.69 図表 7-12 障害の行および遺族の行の「要件」
(誤) 2. 前年の所得が4,721,00円+扶養親族の数×38万円以下である
(正) 2. 前年の所得が4,721,000円+扶養親族の数×38万円以下である
- ◆P.61 ③未支給年金 1) 遺族の範囲と順位 本文上から6行目
(誤) …に対してした支給したものとみなされます。
(正) …に対して支給したものとみなされます。
- ◆P.102 ④周辺知識 1) 老齢年金の繰下げはできない 本文上から3～4行目
(誤) …対象となりませんので、注意をしましよう。…
(正) …対象となりませんので、注意をしましよう。…
- ◆P.118 計算例のカコミ内
(誤) 勤続37年9ヵ月で退職し、2,000万円の企業年金(一時金)を受け取った場合…
(正) 勤続37年9ヵ月で退職し、2,100万円の企業年金(一時金)を受け取った場合…